

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の「標準報酬月額」の上限が改定されました

- 令和2年9月1日より、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）に新たな等級（65万円）が追加されました。今回の上限改定にともない、新たな等級（65万円）に該当する方には、日本年金機構から事業主さま宛てに今月末ごろより「標準報酬月額改定通知書」を送付いたします。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

※ 厚生年金基金加入員の方は保険料率が異なりますのでご注意ください。

- また、この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主さまからの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができます。
※ 詳しい取扱いと新しい厚生年金保険料額表は、日本年金機構のホームページの「大切なお知らせ」から「厚生年金保険の標準報酬月額の上限の改定」をご確認ください。

「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。決定（または改定）した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまへ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、通知を受けた事業主の皆さまは、被保険者（従業員）に必ずお知らせください。
また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）にお知らせください。

新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。
なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知をお願いします。

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/>